

【お薬の処方について】

当院では、医師法を遵守し、必ず対面で診察を行ってから
お薬を処方させていただきます。

- 患者様本人を診察しないで薬を処方することは医師法 20 条で「無診察治療の禁止」
として定められていますので診察なしでお薬のみの処方は出来ません。

患者様から「薬だけほしい」、「家族に取りに行ってもらうので薬だけほしい」、
「今日は急いでいるから薬だけほしい」というご依頼をいただくことがありますが、
薬のみの処方は出来ません。

また、やむを得ない事情により本人様不在で、家族様が代わりに薬の処方を行いたい
場合も同様に診察が必要となります。

※診察料も発生します。

* 薬を紛失した場合や処方箋を紛失した場合、保険適用外となり全額自費になります。

ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。